

リサイクル及び適正処理の推進に向けた倉敷市の取り組み

倉敷市産業廃棄物対策課

● 1 はじめに

倉敷市では、平成23年に策定した「倉敷市第六次総合計画」において、めざまちの姿として

“リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されている”

“ごみがポイ捨てされておらず、まちがきれいである”を掲げ、廃棄物のリサイクルと適正処理を推進しています。

今回、リサイクルと適正処理を一層推進するために本市が試みた2件の取り組みを紹介します。

● 2 リサイクルの推進

(1) 熱回収施設事業者へのヒアリング

本市における平成32年度の最終処分量は平成24年度実績に比べて減少する見込みですが、循環型社会を実現していくために、最終処分量のより一層の削減指導を継続していく必要があります。

これまで本市では、先進的な産業廃棄物リサイクル施設の設置に対して補助金を交付する事業をはじめ、建設現場への立入検査、多量排出事業所への立入検査などにより、市内事業所のリサイクルを促進してまいりました。

今回、サーマルリサイクルを一層推進することを目的として、産業廃棄物焼却施設の設置者に対して廃棄物熱回収施設設置者認定（以下「熱回収認定」という。）制度に関するヒアリングを実施しました。ご承知のとおり、熱回収認定制度は平成23年の法改正により新設された制度ですが、全国的にも認定を受けている施設は少なく、平成27年12月時点で16事業者ととどまっております。本市内で熱回収認定を受けている施設はありません。

ヒアリングでは、事業者から熱回収認定の認知度や熱回収に関して事業者が抱える現状課題を確認し、熱回収認定制度のメリットなどを事業者へ伝えることで、今後の熱回収認定

制度の活用意向を聴取しました。

本市が実施した作業は図1のとおりです。

(2) ヒアリングの結果

今回、市内5事業者に対してヒアリングを実施し、うち1事業者から認定に向けた準備を社内で進めたい旨の回答を得ました。この1事業者を含め、事業者へのヒアリングから得られた結果は表1のとおりでした。

表1 ヒアリングの結果

企業として熱回収認定制度に関する検討をしたことがない 経営層も制度活用を考えたことがない
焼却施設を廃止する予定であるため、認定取得意向はない
現在の制度ではメリットがない 法改正でメリットが拡充されれば、認定取得を検討する
企業として廃棄物処理関連の認定に注力する意向はない 熱回収認定の取得を今後検討する

5事業者のうち3事業者で熱回収認定の制度を知らなかったとの回答があり、本市の法規定周知の取り組みが不十分であったことを痛感しました。

一方で、これまで企業内で認定に向けた検討を行っていなかった事業者へ熱回収認定制度のメリットを伝えられた意味は大きく、うち1事業者が熱回収認定の取得に前向きに検討を始めたことは大きな収穫となりました。



写真1 現場でのヒアリング状況

● 3 適正処理の推進

(1) 電子マニフェスト利用に関するアンケートとヒアリング

電子マニフェストは、事業者が行う事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性確保など多くのメリットがあることから、本市も普及促進は不可欠であると考えております。

しかしながら、これまでの本市の取り組みは、倉敷市役所が排出する産業廃棄物の処理で電子マニフェストを利用することと、収集運搬業者や処分業者が許可更新の際に利用拡大を依頼するにとどまっていた。

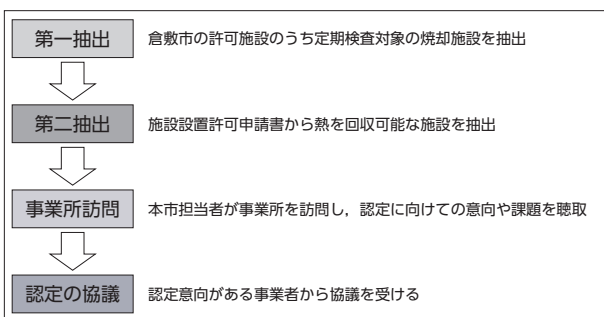


図1 ヒアリングの進め方

行政のうごき

そのためか、市内に水島コンビナートという産業廃棄物の大きな排出源を抱えているにもかかわらず、岡山県や岡山市に比べ、排出事業者の加入数が伸び悩む状況にありました。

今回、現状を把握することを目的に、排出事業者に対して電子マニフェストに関するアンケートとヒアリングを実施しました。アンケートを実施した排出事業者は、前年度の産業廃棄物管理票交付等状況報告書において、紙マニフェスト交付枚数が100枚以上の事業者を抽出しました。

アンケートとヒアリングに際して本市が実施した作業は図2のとおりです。

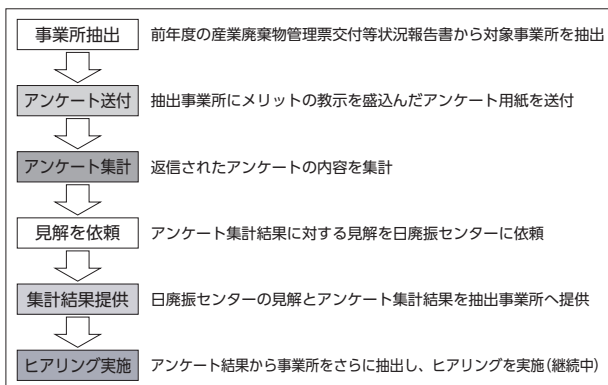


図2 アンケートとヒアリングの進め方

(2) アンケートの結果

排出事業者から返信されたアンケートの集計結果は表2、図3のとおりです。

表2 アンケートの結果

① Eマニの存在を知らなかった	2
② Eマニの導入方法が分からない	9
③ インターネット環境が無い	3
④ 処理委託業者がEマニに対応していない	20
⑤ 事務手続きが効率化できないと思っている	8
⑥ Eマニの入力は煩雑と思っている	10
⑦ 紙マニを使用する方が早いと思っている	22
⑧ 紙マニの方が使い易いと思っている	10
⑨ Eマニの運用でコスト高になると思っている	13
⑩ 会社の方針としてEマニを導入しない	1
⑪ 会社の方針でEマニ導入は後回し	9
⑫ その他	16

この集計結果から、紙マニフェストを多量に使用しているにもかかわらず、排出事業者が積極的に電子マニフェストを導入しない理由は、大きく4つのパターンがあることが分かりました。それらは、Ⅰ電子マニフェストに関する知識が無いこと、Ⅱ委託先の処理業者が電子マニフェストを導入していないこと、Ⅲ電子マニフェストが煩雑やコスト高になると思い込んでいること、Ⅳ企業として積極的な取り組み意思がないことでした。

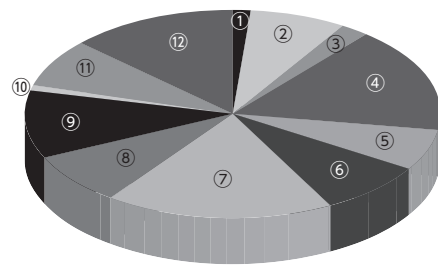


図3 アンケートの結果

このうち、Ⅲのような排出事業者に対しては、的確な助言を行う必要があるため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターからアンケート集計結果の見解をいただきました。

アンケート回答事業者へは、アンケート集計結果に同センターからいただいた見解を添えて提供することで、他社と自社の取組状況を比較していただきました。

(3) ヒアリングの結果

現在もアンケートに回答いただいた排出事業所へのヒアリングを継続しております。約半数が終了しておりますが、排出事業所の担当の方からは、表3のような電子マニフェスト導入に後ろ向きな回答が多く寄せられています。

表3 ヒアリングの結果

委託している許可業者が電子マニフェストに対応していない
電子マニフェストの存在を知らなかった（導入を検討したことがない）
電子マニフェストのメリットを知らなかった
社内の別工場との足並みがそろわない
社内運用を変更することに抵抗がある
企業として取組む方針が無い
リスク回避のために処分先を分散したことが導入を困難にしている
電子マニフェストと紙マニフェストを併用すると手間が増える
実務現場はパート社員なのでIDの管理が難しい

本市からは、ヒアリングを実施した排出事業者に個別の事情があることへ理解を示しつつも、今後の大きな時代の流れであることを説明することで、導入の後押しをしています。

その結果、ヒアリングを実施したほとんどの排出事業者からは、企業として今後前向きに電子マニフェスト導入の検討を始める旨の回答がいただいております。

4 おわりに

今回実施した2件の取組みでは、文字どおり事業所の実務担当者と“膝を突き合わせて”話し合いました。その結果、本市がこれまで施策が進まない理由として想定していた以外の実態を事業者との話し合いから得ることができました。

産業廃棄物のリサイクルと適正処理を効率的かつ力強く推進するためには、今後も様々な機会を活用し、事業者の考えを的確にくみ取っていくことが必要であると考えます。